

# 御存じですか？「産業廃棄物税」

鹿児島県では、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のなお一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進する施策の費用に充てるため、平成17年度に産業廃棄物税を導入しました。

**産業廃棄物税は、リサイクル等の取組への支援や不法投棄防止など様々な事業に生かされています！**

## ■ ご負担いただく方は？ 産業廃棄物を排出する事業者

**重要**

→ 産業廃棄物税は、排出事業者に実質的な税負担をしていただくことを前提とした仕組みになっています。(排出者責任の原則)

## ■ 税額は？

◇ 最終処分場 に搬入 (の委託を) する場合

**1,000円/トン**

◇ 焼却施設 に搬入 (の委託を) する場合

**800円/トン**

を、最終処分業者又は焼却処理業者を通じて、県に納めていただきます。

◇ 産業廃棄物が中間処理を経て最終処分場・焼却施設に搬入される場合、**中間処理後の処分に係る税負担は、排出事業者が中間処理業者に支払う処理料金に確実に上乗せしていただく必要があります。**

◇ 自ら最終処分や焼却処理をする場合は、直接、県に申告納税していただきます。

Check!  
👉

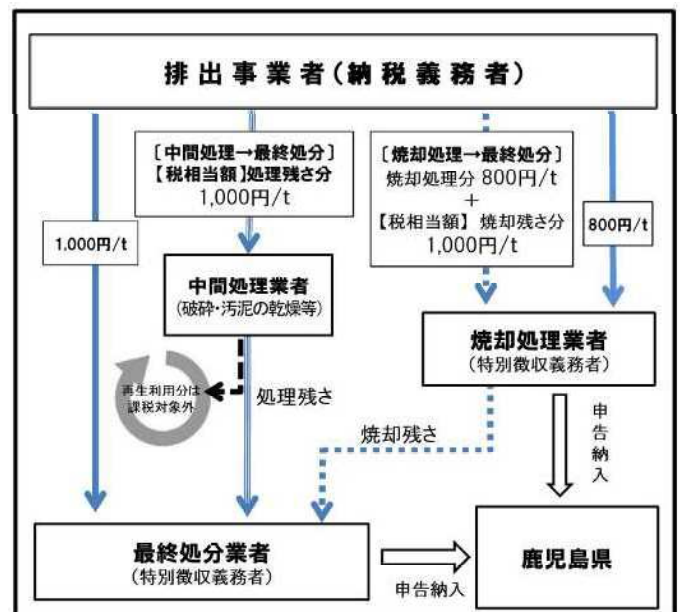
### 税額計算の1例を御紹介

焼却施設に1トン搬入し、焼却処理後の燃え殻を最終処分場へ0.2トン搬入する場合

焼却施設搬入に対する課税：1トン × 800円 = 800円  
最終処分場搬入に対する課税：0.2トン × 1,000円 = 200円  
合計 (排出事業者負担いただく税額) 1,000円

### 税収の使い道

- 廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発
- 排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催
- 処理業者が設置する計量器整備への助成
- 産業廃棄物処理施設の整備等に向けた取組支援
- リサイクル製品の普及・啓発
- 産業廃棄物の不法投棄防止や原状回復などに活用



### お問い合わせ先

- 税額や納税方法に関すること
- 税収の使途に関すること

総務部 税務課  
環境林務部  
廃棄物・リサイクル対策課

TEL 099-286-2202

TEL 099-286-2594